



宮 崎 県 公 報

平成30年6月11日 (月曜日) 第 3002 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁	公 告	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1		○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (経・顧・財課) 1	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定		○公文書開示等の状況…………… (総務課) 2	
の辞退…………… (“) 1		○個人情報保護制度の運用状況…………… (“) 4	
		○土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 5	
		○土地改良区の定款変更の認可 (3 件) …… (“) 6	

告 示

宮崎県告示第 553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成30年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512050453	合同会社ケアハンドたぶの木坂	宮崎県児湯郡新富町大字新田 16357 番地 2	合同会社ケアハンドたぶの木坂	宮崎県児湯郡新富町大字新田 16357 番地 2	平成30年6月1日	同行援護

宮崎県告示第 554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

平成30年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	所在地	担当する医療の種類	変更年月日
訪問看護ステーションすみれ	宮崎市	宮崎市神宮東 3 丁目 9 -31	訪問看護	平成30年6月30日

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成30年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年5月28日	特定非営利活動法人就労支援センターさくら	大峰 エツ子	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4851番地 8	この法人は、地域の障がい者等が住み慣れた地域で、安心して生き生きと自立した日常生活又は社会的生活を営むことができるよう、障がい者とその家族の支援に関する事業・障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業・障害者総合支援法に基づく相談

内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0		教育委員会(学校政策課)が行った公文書部分開示決定に対する審査請求	教育委員会	平成29年10月21日	平成30年3月22日	-	-	-	-
公営企業管理者	83	82	0	0	0	0	1		教育委員会(学校政策課)が行った公文書部分開示決定に対する審査請求	教育委員会	平成29年12月8日	平成30年2月19日	-	-	-	-
病院事業管理者	91	85	4	0	1	0	1		教育委員会(教職員課)が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育委員会	平成30年1月30日		-	-	-	-
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0		教育委員会(学校政策課)が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育委員会	平成30年1月30日		-	-	-	-
地方二公社	12	11	0	0	0	0	1		教育委員会(総務課及び教職員課)が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育委員会	平成30年1月31日	平成30年4月17日	-	-	-	-
合計	4,636	4,370	114	15	53	5	79		知事(漁村振興課)が行った公文書開示請求却下処分に対する審査請求	知事	平成30年2月13日		-	-	-	-

4 審査請求の件数
10件

5 審査請求の処理状況

審査請求の案件	実施機関	審査請求年月日	公文書開示審査会			審査請求に対する裁決	
			諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決年月日	裁決の内容
教育委員会(教職員課)が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育委員会	平成29年4月24日	平成29年10月25日	平成30年3月26日	決定は妥当である	平成30年5月15日	棄却
教育委員会(教職員課)が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育委員会	平成29年6月23日	平成29年10月11日	平成30年2月16日	決定は妥当である	平成30年2月23日	棄却
教育委員会(教職員課)が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育委員会	平成29年10月13日	平成30年4月23日	-	-	-	-

知事（人事課）に対してされた公文書開示請求に係る不作為に対する審査請求	知事	平成30年3月12日	-	-	-	-	-
-------------------------------------	----	------------	---	---	---	---	---

事	商工観光労働部	0	0	0	0	0	0	0
	農政水産部	0	0	0	0	0	0	0
	県土整備部	2	0	2	0	0	0	0
	関係部共管	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0
	小計	9	2	6	0	1	0	0
教育委員会	20	17	1	0	1	1	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	2	2	0	0	0	0	0	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	51	0	48	1	0	2	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0	
合計	82	21	55	1	2	3	0	

6 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談等	資料閲覧	資料貸出
	人数	人数	冊数
3,490	1,712	1,144	197

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第52条の規定により、平成29年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況 (件)

請求書受付件数	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
79	82	21	55	1	2	3	0

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況 (件)

実施機関	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
議会	0	0	0	0	0	0	0
知	総合政策部	0	0	0	0	0	0
	総務部	1	1	0	0	0	0
	福祉保健部	6	1	4	0	1	0
	環境森林部	0	0	0	0	0	0

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）の実施状況（件）

実施機関	該当試験数	開示件数
議会	0	0
知	総合政策部	0
	総務部	8
	福祉保健部	7
	環境森林部	2
		10

事	商工観光労働部	6	8		審査請求の案件	実施機関	審査請求年月日	個人情報保護審議会			審査請求に対する裁決	
	農政水産部	6	1					諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決年月日	裁決の内容
	県土整備部	1	0									
	関係部共管	0	0									
	会計管理局	0	0									
	小計	30	44									
教育委員会	5	1,410										
選挙管理委員会	0	0										
人事委員会	11	236										
監査委員	0	0										
公安委員会	0	0										
警察本部長	0	0										
労働委員会	0	0										
収用委員会	0	0										
海区漁業調整委員会	0	0										
内水面漁場管理委員会	0	0										
公営企業管理者	0	0										
病院事業管理者	5	12										
地方独立行政法人	10	14										
合計	61	1,716										

(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

2 保有個人情報の訂正請求の状況
該当なし

3 保有個人情報の利用停止請求の状況
該当なし

4 審査請求の件数
1件

5 審査請求の処理状況

教育委員会(教職員課)が行った保有個人情報開示請求却下処分に対する審査請求	教育委員会	平成29年6月23日	平成29年10月11日	平成30年1月19日	決定は妥当である	平成30年1月29日	棄却
---------------------------------------	-------	------------	-------------	------------	----------	------------	----

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、村角土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	石川正盛	宮崎市村角町原口2649番地
理事	倉田光行	宮崎市村角町北原2248番地9
理事	猪野光啓	宮崎市村角町中尊1915番地
理事	横山哲也	宮崎市村角町安尊2075番地
理事	後藤正昭	宮崎市村角町北原2244番地2
理事	石川正孝	宮崎市村角町原口2598番地16
理事	安井正典	宮崎市村角町阿波2532番地
理事	大田原寛和	宮崎市村角町北原2240番地
監事	小川利也	宮崎市村角町北原2238番地イ
監事	佐藤安幸	宮崎市村角町中尊1914番地3

(任期:平成32年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	石川正盛	宮崎市村角町原口2649番地

理 事	福 田 光 行	宮崎市村角町安尊2069番地
理 事	猪 野 光 啓	宮崎市村角町中尊1915番地
理 事	倉 田 光 行	宮崎市村角町北原2248番地 9
理 事	後 藤 正 昭	宮崎市村角町北原2244番地 2
理 事	石 川 正 孝	宮崎市村角町原口2598番地16
理 事	安 井 正 典	宮崎市村角町阿波2532番地
理 事	大田原 寛 和	宮崎市村角町北原2240番地
監 事	小 川 利 也	宮崎市村角町北原2238番地 1
監 事	佐 藤 安 幸	宮崎市村角町中尊1914番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、
 田野町西地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地
理 事	松 山 光 一	宮崎市田野町乙4426番地 9
理 事	矢 野 治	宮崎市田野町乙4402番地 3
理 事	谷 口 雄 一 郎	宮崎市田野町乙5498番地
理 事	小 野 哲 朗	宮崎市田野町乙4426番地27
理 事	鬼 束 英 昭	宮崎市田野町乙4255番地
理 事	落 合 直 行	宮崎市田野町乙4313番地
監 事	川 越 和 己	宮崎市田野町乙4426番地41
監 事	野 崎 安 正	宮崎市田野町乙4309番地
監 事	甲 斐 伸 治	宮崎市田野町乙5217番地 1

（任期：平成34年4月20日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地

理 事	松 山 光 一	宮崎市田野町乙4426番地 9
理 事	矢 野 治	宮崎市田野町乙4402番地 3
理 事	谷 口 雄 一 郎	宮崎市田野町乙5498番地
理 事	小 野 哲 朗	宮崎市田野町乙4426番地27
理 事	落 合 直 行	宮崎市田野町乙4313番地
理 事	鬼 束 英 昭	宮崎市田野町乙4255番地
監 事	川 越 和 己	宮崎市田野町乙4426番地41
監 事	野 崎 安 正	宮崎市田野町乙4309番地
監 事	甲 斐 伸 治	宮崎市田野町乙5217番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、
 大島堰土地改良区（串間市）から平成30年3月30日付けて申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、
 都南土地改良区（都農町）から平成30年4月12日付けて申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、
 横市土地改良区（都城市）から平成30年4月19日付けて申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣